

# 神奈川県

## 看護業務等 I C T 導入支援事業費補助 申請手続きの手引き

### 【本手引きについて】

本手引きは交付申請を行う際の準備、手続き、注意点等について記載しています。本手引きにしたがって交付申請を行ってください。

なお、本手引きの内容は、変更となる場合があります。更新された手引きは本事業のホームページに隨時公開します。

### 【事業実施期間】

令和6年8月～令和7年3月31日

※交付決定前に購入（申込、契約を含む）したI C T機器等は補助対象外となります。本手引きの補助事業スケジュール等をよくご確認ください。

### 【ホームページ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/ict.html>

※各様式は、上記ホームページからダウンロードしてください。

(令和7年3月版)

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

## 目次

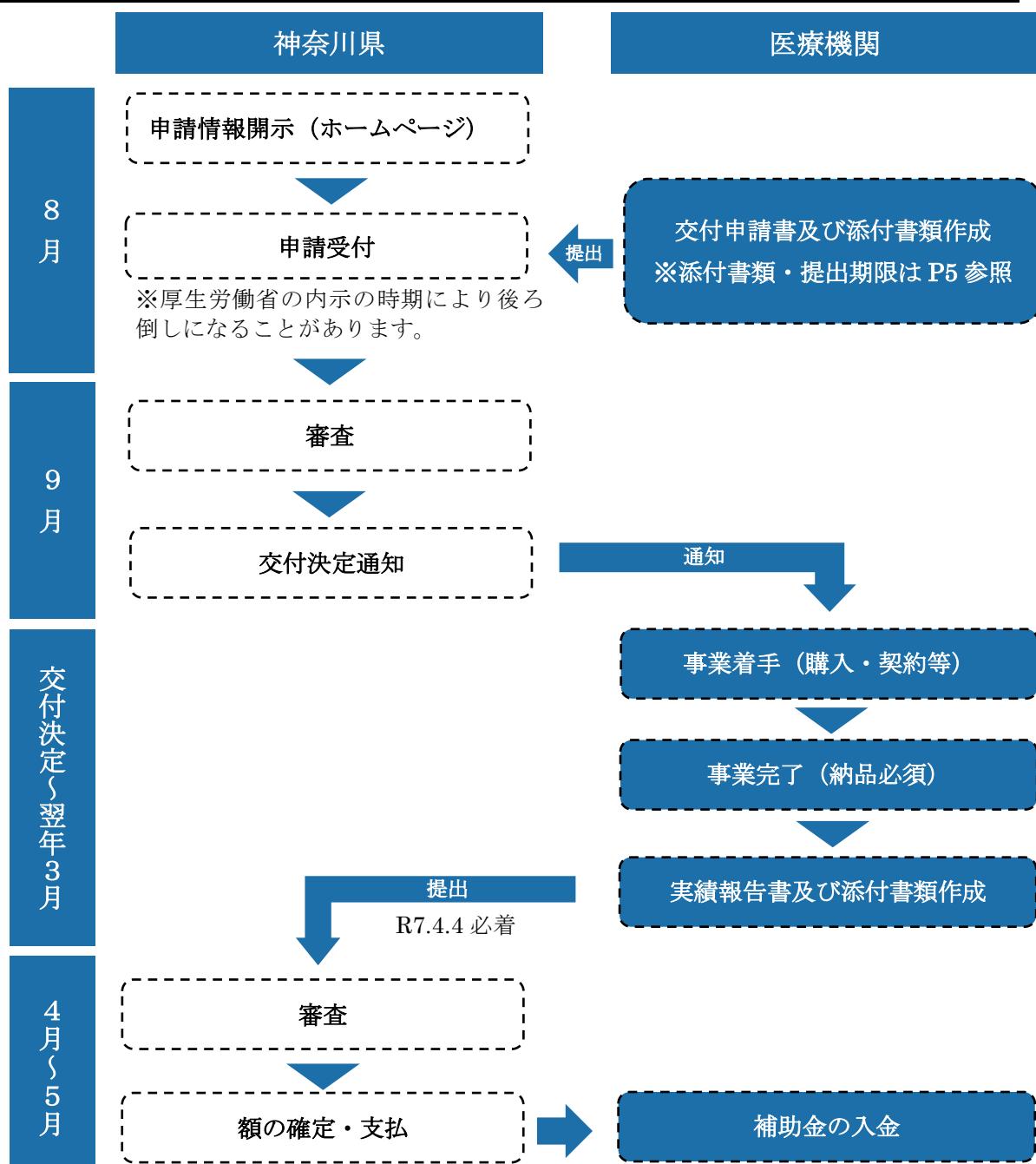
I	補助事業の実施にあたって	3
II	補助事業スケジュール	3
III	補助事業の目的	4
IV	交付対象者（実施主体）	4
V	補助対象経費	4
VI	基準額及び補助率	5
VII	補助手続き	5
VIII	留意事項	8

## I 補助事業の実施にあたって

補助事業者は、補助金が税金で賄われていることに十分留意し、誠実に補助事業を行ってください。本書は、補助事業をより効率的に、かつ適切に実施していただくためのポイントや留意点を記したものですので、管理者をはじめ、事務担当など、事業に関わる皆様が目を通すようにしてください。

また、補助金交付要綱及び関係する規則等を十分ご確認ください。特に本手引きの p 8 「Ⅷ 留意事項」についてはよく目を通すようお願いします。

## II 補助事業スケジュール



### **III 補助事業の目的**

---

本事業は、看護業務の効率化・省力化に資するＩＣＴ機器の導入を支援することで、看護業務の効率化・省力化を図り、看護職員の業務負担を軽減し、勤務環境を改善することを目的としています。

### **IV 交付対象者（実施主体）**

---

県内に所在する病院の開設者で、神奈川県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者。

### **V 補助対象経費**

---

#### I C T 導入に要する経費

備品購入・設置費（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器）、クラウドサービス導入費、導入設定費、セキュリティ対策導入費 等

#### 【補助対象外となる経費】

- ・看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助の対象となる『「介護ロボット導入支援事業」補助対象ロボット一覧』に掲載された機器。（一覧は以下のホームページからご確認いただけます。  
URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/robot.html>）
- ・電子カルテシステムの導入経費
- ・タブレット端末等ハードウェアのみの導入を目的とするもの。（看護業務の効率化・省力化に資するソフトウェアを導入しない場合。）
- ・既に国及び県からその他の補助金を受けているもの
- ・消費税及び地方消費税
- ・毎月支払いを行う使用料やリース費用、保守・サポート費用
- ・主な使用者が看護職員及び看護補助者と認められないもの
- ・主な使用目的が看護業務の効率化・省力化と認められないもの
- ・交付決定前に購入（申込、契約を含む）したもの
- ・その他本事業の趣旨から適当とは認められないもの

本事業の経費の所属年度については、発生主義（経済的事象の発生した時点を経費の発生と考える）を適用します。

そのため、令和6年度中に契約書等が取り交わされている必要があります。

## VI 基準額及び補助率

### (1) 補助基準額

96千円/床 × 病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（病床機能報告の対象外の病床については医療法第27条に基づく使用許可病床数を用いる）

※ただし、病床数の合計が300床以上の場合は300床として算定する

### (2) 補助率

3／4

※ 上記補助基準額と対象経費の支出予定額を比較して少ない方の額を選びます。さらに、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額と比較し、少ない方の額に、補助率を乗じた額（千円未満の端数は切捨て）が補助額となります。

## VII 補助手続き

### (1) 交付申請

下記書類を期日までにご提出ください。

ア 交付申請書（神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）  
交付要綱様式1）

イ 役員等氏名一覧表（様式1付表）

ウ 所要額調書（様式1別紙1）

エ 事業計画書（様式1別紙2）

オ 所要額明細書（様式1別紙3）

カ 歳入・歳出予算書抄本（様式1別紙4）

キ 口座振込申出書（様式1別紙5）

ク 導入するICT機器の見積書の写し

ケ 導入するICT機器のカタログ等

コ ICT機器の導入スケジュール表

サ その他参考となる書類

※ 様式は、県ホームページからダウンロードしてください。

県ホームページURL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/ict.html>

### 【提出方法】

上記に記載の提出書類を、以下の提出先まで、郵送及びメールにて送付願います。

### 【提出先】

#### ○郵送

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課人材確保グループ  
看護業務等 ICT 導入支援事業費補助担当あて

#### ○メール

chiho-kanjin@pref.kanagawa.lg.jp

メールの題名は「<病院名>看護業務等 ICT 導入補助申請」  
としてください。

### 【提出期限】

県ホームページでご確認ください。

※期限を過ぎての申請は一切受け付けませんので、ご注意ください。

### (2) 交付決定

提出された交付申請書等について、神奈川県において審査し、交付決定を行います。交付決定時には交付決定通知書を送付します。

なお、県の予算額以上の申請があった場合は、1施設あたりの交付決定額の上限を設けるものとします。交付決定額が申請額を下回る可能性がありますのでご留意ください。

### (3) 事業着手・完了

交付申請書に記載いただいた内容について、購入や契約の手続きをして機器の導入をしてください。令和7年3月31日までに機器の納品を済ませている必要がありますので、スケジュール管理にはご注意ください。

### (4) 実績報告

補助事業の完了後、必要な書類を添えて実績報告書を提出してください。

※提出先は、交付申請書類提出時と同様です。

※メールの件名は「令和6年度看護業務等 ICT 補助実績（〇〇病院）」とするようお願いいたします。

【添付書類】次のとおりです。

- ア 実施状況報告書（神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱様式4）
- イ 実績報告書（神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱様式5）
- ウ 経費精算額調書（様式5別紙1）
- エ 事業実績報告書（様式5別紙2）
- オ 事業実績額明細書（様式5別紙3）
- カ 歳入・歳出決算書（抄本）（様式5別紙4）
- キ 口座振込申出書（様式5別紙5）（交付申請時から口座情報の変更が生じた場合のみ提出）
- ク 補助対象事業に係る契約書又は発注書の写しまたは補助対象事業に係る支払いを行ったことを証する書類の写し
- ケ 導入した機器の写真
- コ その他参考となる書類  
(例)
  - ・導入した機器を使用する看護職員の勤務実績簿
  - ・(交付申請時から機器の型番等が変更になった場合) 購入した機器のカタログ

【提出期限】

ア：令和7年3月31日（月）正午必着

イ～コ：令和7年4月4日（金）必着

【留意事項】

- ・交付決定額が補助の上限額となります。

#### (5) 額の確定（令和7年5月）

提出された実績報告について、審査（必要に応じて現地調査等を行う場合があります）し、事業の成果が交付決定時の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定します。交付決定額から補助金額に変更があった場合のみ、県から「額の確定通知書」を送付します。その後、令和7年5月下旬に、口座振

込依頼書に記載いただいた金融機関に振り込みを行います。

#### (6) その他

##### 変更申請

次のいずれかに該当する場合は、「神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱様式2」を知事に提出し承認を得なければなりません。

- ① 補助事業に要する経費を変更しようとするとき
- ② 補助事業の内容を変更しようとするとき
- ③ 補助事業を中止しようとするとき

※変更申請は、県への事前相談が必要ですので、必ずご連絡をお願いします。  
その上で、該当する書類をご提出いただきます。

## VIII 留意事項

---

#### (1) 事業計画等の公表

県に提出されたＩＣＴ導入計画や導入効果について、他の病院等への提供及び県ホームページ上での公開をする場合があります。

#### (2) 要綱等の遵守

事業の実施の際は、補助金の交付に関する規則及び補助金交付要綱の規定を遵守してください。

#### (3) 実績報告について

実績報告書の際に、各提出書類の確認ができない場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

#### (4) 事業実施後の義務について

- ・当該事業は県の補助金による支援となりますので、善良な管理者の注意をもって事業を実施していただきます。
- ・実績報告書提出後に、確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（第4号様式）により県に報告していただく必要があります。
- ・当該事業に係る収支を明らかにした帳簿等の証拠書類については、

事業完了した年度の翌年度から5年間保存していただく必要があります。

(5) その他（スケジュール等）

事業の進捗状況により、上述したスケジュールと時期が異なる場合がありますので、ご承知おきください。

また、この手引きに記載のない事項につきましてご対応いただく場合があります。その際は、改めてご連絡いたします。

(6) 問合せ先等

本事業についてご質問がある場合は、ホームページより「よくあるご質問と回答」をご確認した上で以下までお問合せください。

**【問合せ先】**

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課人材確保グループ

電話：045-210-4759

メール：[chiho-kanjin@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:chiho-kanjin@pref.kanagawa.lg.jp)